



出版契約書

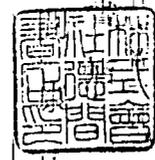
名 銀河系の悪魔―スーパ―バリアン―

著 者 (ラリガチ) 田沢幸男

著作権者 (甲) 住所 浦和印刷所 2-16-11

氏名 △周清 (著作者との関係) 本人

出版権者 (乙) 住所 東京都港区新橋四丁目 株式会社 徳間 代表取締役 徳間



原稿の引渡期日 昭和五十三年 六月 十日

公刊期日 昭和五十三年 八月 十日

第一回発行部数 一八、〇〇〇部

価格 六五〇円 (著者校正あり(三校))

校 正

印 税 率 定価の 八 %

支払方法 三回分割払い

支払時期 刊行月の翌々月十五日に才一回以降逐月十五日支払い

献呈部数 十部

無印税部数

検印の方法 相互の信頼に基き検印を廃止する

原稿・原画・写真等の帰属

備考

お 願 い

小社は 支払いについては 銀行振込制度を採用しておりますので お取引銀行を ご指定下さい
三友 銀行 本町支店 当座
010-40 66466

昭和五十三年 七月二十四日作成

右正写致しました

弁護士 斎藤

弘



出版契約約款

- 第一条 (出版権の設定) 甲は表記の条件ならびに本約款に基づき、本著作物の出版権(あらゆる体裁を含む)を乙に設定する。
- 第二条 (排他的・独占的使用) 甲は、この契約の存続期間中に、本著作物の全部または一部、もしくは明らかに類似と認められる内容の著作物、および同一書名の著作物を、乙の承諾なくして、自ら他に転載もしくは出版し、または他人をして他に転載もしくは出版させない。
- 第三条 (出版権の登録) 乙は第三者に対抗するため第一条の出版権の登録を行うことができる。
- 第四条 (内容及び校正の責任) 1. 本著作物の内容及び校正は甲の責任とする。
2. 甲は本著作物の出版により、他人の著作権の侵害もしくは名誉毀損その他の問題を生じ、その結果乙に損害を与えた場合は、甲は乙に対し、損害賠償の責に任ずる。
- 第五条 (費用の分担) 本著作物の著作に要する費用は甲の負担とし、製作・販売・宣伝に要する費用は乙の負担とする。但し、甲の指示修正によって通常の製版費用を超えた場合は、その費用の負担について甲乙協議する。
- 第六条 (著作人格権の保護) 乙が出版に適するよう著作物の内容、表現、もしくはその書名・題号に変更を加える場合には、予め著作者の承諾を要する。
- 第七条 (改訂増補) 本著作物の改訂増補についてその必要が生じたときは、甲乙協議する。
- 第八条 (第二次著作物への使用) 1. 甲はこの契約存続期間中に、本著作物の全部または一部を第三者に転載もしくは出版させる場合、また、甲が本著作物を翻訳もしくはダイジェスト・演劇・映画・ラジオ放送・テレビ放送・録音・録画などの第二次著作物に自ら使用し、もしくは他人をして使用させる場合には、甲は乙の承諾を得なければならない。
2. 前項の場合、それぞれの具体的条件については甲乙協議する。
3. 甲はこの契約存続期間中に、本著作物の全部もしくは一部(題名も含む)をビデオテープ・オーディオテープ・レコードなどに編集・収録する場合は乙に優先的に選択させるものとする。
- 第九条 (全集その他の編集物への収録) 1. 甲は、本著作物をこの契約存続期間中に、全集その他の編集物に収録し、これを出版するときは、乙の承諾を得なければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲が右期間内に死亡した場合、本著作物の著作権者が本著作物を全集その他の編集物に収録する場合には、著作権者は乙と協議する。
- 第一〇条 (◎表示) 本著作物が第一公刊である場合は、乙は甲の権利保全のために、所定の位置に◎の表示をする。
- 第一一条 (出版権または著作権の譲渡) 甲もしくは乙が、著作権もしくは出版権の全部または一部を第三者に譲渡しようとするときは、予め文書による同意を要する。
- 第二一条 (災害の場合の処置) 地震・水害・火災その他不可抗力により、本著作物に関して損害を蒙ったときには、その処置について甲乙協議する。
- 第二三条 (契約解除) 甲または乙が、この契約に定めた事項に違反したときは、他の一方はこの契約を解除し、損害を受けたときは損害賠償の請求ができる。
- 第一四条 (紛争の処理) この契約に関し紛争が生じたときは、甲乙双方は、社団法人日本著作権協議会または甲乙の同意する第三者に仲裁を依頼することができる。
- 第一五条 (出版権の期間) 1. 本契約の有効期間は、初版発行日より、か年とする。但し、本期間中に重版された場合、その最終発行日よりさらに、か年ずつ自動的に延長する。
2. この契約内容について、変更または追加すべき事項が生じたときは、甲乙協議する。
- 第一六条 (保有の義務) 本契約を証するため、同文 通を作り、署名捺印の上、各自その一通を保有する。